

各位

一般社団法人 太田労働基準協会
館林労働基準協会
大泉労働基準協会

クレーンの運転の業務特別教育開催のご案内

労働安全衛生法第59条、クレーン等安全規則第21条の規定に基づき、つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転の業務に労働者を就かせる時は、事業者はその者に対して当該業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことになっております。(移動式クレーン、デリック及び建設用リフトは除く)当協会では、クレーン取扱い業務特別教育(学科及び実技)を下記により計画致しました。貴事業場におかれましても未修了者を早急に受講されますようお願い致します。

記

1. 開催月日と会場

	月 日	時 間	会 場
学科	3月 20日(土)	8:00~17:00	太田労働基準協会2階講習室
学科 実技	3月 21日(日)	8:00~13:00	坂本工業(株)別所工場又は 東亜工業(株)本社工場

2. 募集人員 50名 (早急に定員に達する恐れがありますので、受講される場合は、確実な員数を電話等で事前にご連絡ください)

3. 申込方法 右面の申込書に必要事項を記入し、押印のうえ、受講料を添えて当協会へ提出して下さい。提出方法は、①申込書と受講料を協会窓口へ持参する。②申込書と受講料を現金書留で郵送する。③申込書を郵送で提出し、受講料は下記の指定口座に振込む(振込手数料は申込者負担)のいずれかになります。②と③の場合は、申込書を郵送する際に、84円切手を貼った返信用封筒(受講券等の送付用)を同封して下さい。いずれの場合も、講習日1週間前までに、申込書の提出と受講料の支払いを済ませる必要があります。尚、講習日1週間前以降の受講取消しについては、受講料の払い戻しは致しません。

振込先

群馬銀行 太田支店 普通 2143059 (社)太田労働基準協会
シャ)オオタロウドウキジュンキョウカイ

4. 受講料 会 員 13,200円 内訳 12,000円 (内消費税1,200円)
テキスト代 無 料
非 会 員 14,905円 内訳 12,000円 (内消費税1,200円)
テキスト代 1,550円 (内消費税155円)

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

5. 申込締切日 定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。

6. 申込場所 一般社団法人 太田労働基準協会 TEL0276-46-5774 fax0276-46-1544
館林労働基準協会 TEL0276-72-8890 fax0276-70-7622
大泉労働基準協会 TEL0276-62-4334 fax0276-62-3619

7. その他 実技講習は、ヘルメット、軍手、安全靴を着用して下さい。

※ 講習時は3密対応、マスクの着用、体温測定、消毒の実施を行いますのでご協力をお願い致します。

注意 遅刻は認められませんので、ご注意ください。

キ
リ
ト
リ

クレーンの運転の業務特別教育申込書

実施管理者
承認欄

受講 番号	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
		昭和 平成 年 月 日	現住所
	印	性別 男・女	TEL
		昭和 平成 年 月 日	現住所
	印	性別 男・女	TEL
		昭和 平成 年 月 日	現住所
	印	性別 男・女	TEL
		昭和 平成 年 月 日	現住所
	印	性別 男・女	TEL

*受講番号は記入しないでください。

連絡担当者名()TEL

上記の者は、特別教育を必要としますので申込みます。

事業場名

所在地

代表者

印

*下記申込方法の該当項目の□内に、レ点を入れて提出して下さい。

- 会員、 県内の他協会(協会名:)、 非会員
- 協会へ支払い、 現金書留、 銀行振込み

一般社団法人 太田労働基準協会
館林労働基準協会 殿
大泉労働基準協会